

平成27年第1回東大和市議会総務委員会記録

平成27年3月6日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本	修君	副委員長	佐竹	康彦君
委員	尾崎	利一君	委員	二宮	由子君
委員	蜂須賀	千雅君	委員	関田	正民君
委員	尾崎	信夫君	委員	中野	志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

1番	森田	真一君	4番	実川	圭子君
6番	大后	治雄君			

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田	新一君	事務局次長	長島	孝夫君
議事係長	尾崎	潔君	主事	須藤	孝桜君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 27第3号陳情 集团的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情

午後 1時29分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成27年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情、本件を議題に供します。

朗読いただきます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、読み上げさせていただきます。

27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情

○委員長（押本 修君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し憲法9条を守るべきだという問題については、6月議会でも同趣旨の陳情が提出をされました。私は、1つは後方地域という概念をなくして、たった今戦闘が行われていなければ、最前線であっても自衛隊を派遣できるという点で歯どめをなくしてしまったという問題。それから、集団的自衛権の行使の容認の問題で閣議決定は撤回すべきだという立場をとったわけですが、その際にこういう議論があったんです。武力行使の新3要件ができたから、これが歯どめになるから大丈夫なんだという話が議論の中でありました。私は、その後の経過を見ると、この新3要件は結局歯どめになってないということが明らかになったんじゃないかと、この点について新3要件が歯どめになっている議論をされた委員もいらっしゃいますので、その点についての見解を、ぜひ伺いたいと、私は歯どめになってないので、やはりもとに戻して閣議決定そのものを撤回すべきだというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか、自由討議です。

○委員（中野志乃夫君） 今尾崎委員のほうから、前回のときの論議のことで発言された方にちょっと質問を求めたけど答えが返ってこないからあれですけども、ちょっと私も今回のこの陳情理由はと一々もっともだなどと思っています。とりわけ、前回のここで論議のときよりも、より一歩進んでいろんなことが崩壊的になってきていて、本当に今安倍政権はもう9条を変えたいんだと、いろんなことで準備をしていることが、より私もしっかりしてきたなと思っています。これは、もう今各新聞の論調でもそうですし、一部の新聞では出ているけど、そうでないところもあるので触れておくと、武器の輸出に関して、大変私は危機的だなど、歯どめが本当に外されてきてしまっているし、それらを含めると、大変よくない傾向が続いているわけですし、ここでやはり地方自治体からも、これはおかしいよと、そういった声を上げる必要があると思っております。

○委員（二宮由子君） まず、この陳情なんですけれども、先ほど尾崎委員がおっしゃっていたように、平成26年の第2回総務委員会と第3回総務委員会の中の26第3号陳情と第5号陳情の審議の中でも、私も意見として申し上げましたとおり、陳情趣旨の1番に関しましては、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回してくださいという、この陳情者の趣旨に関しましては、大いに賛同するところでありまして、2番目の日本国憲

法第9条を守ってくださいということに関しまして、この陳情理由などもちょっと見させていただいたんですが、なかなか陳情者の願意というものを読み解くことはできなかったんです。しかしながら、この資料というものを陳情者のほうからいただきまして、集団的自衛権の行使反対、憲法9条を守ろう、12.6東大和市民の集いアピールというところの裏面になりますが、請願の趣旨というものがございまして、その中で下のほうなんですけれども、（「済みません、資料はもらってないんですけど」と呼ぶ者あり）委員長のほうから資料はいただいたので、両面になっていると思うんですが、（「私のほうも」と呼ぶ者あり）何で、私だけ、そうですか。

○委員長（押本 修君） 暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時40分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（二宮由子君） 改めて、皆様方のお手元に御配付いただきました資料の12.6東大和市民の集いアピールの裏側の請願の趣旨の下の方で、私がマーカーしてあるところなんですけれども、戦争のない平和なアジアと世界を願う私たちは、憲法9条を破壊する集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を絶対に認めません。また、明文改憲に反対し、平和憲法を守り生かすことを強く求めますという、この明文改憲ということに関する事なんですけれども、私どもといたしましては、今の日本の憲法というのは制定以来、まだ一度も改正していない世界最古の憲法とも称されているとおり、今の現実と憲法の条文との乖離というものがあると思うんです。その憲法を改正するのではなく、今まで解釈によって乗り越えてきたものも多々あると思うんです。なので、私どもといたしましては、憲法の趣旨を変えることではなくて、憲法の文言自体をもっとすっきりと文言自体を明文化して、文意が曖昧で今不毛な憲法論争が絶えない9条もすっきりとした文章に書き直していただいて、9条の規範性を高めようという立場でありますので、この陳情の2番目に関しましては、残念ながら賛同はできないということです。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかの委員の方ございますか。

○委員（佐竹康彦君） 従前、同趣旨の陳情が出された際に本会議の討論の場でも申し述べたので、今回の閣議決定につきましては、憲法9条の枠内で従来どおり、憲法のもとで行使が可能とされてきた個別的自衛権としても正当が可能な部分についてのみ限定的に、集団的自衛権の行使を認めた内容となっているというふうに私どもは考えております。そのときにも本会議の場でも申し上げたんですけれども、4月1日の閣議決定、これについてはこれまでの政府の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性が保たれているというふうに判断をしております。そのために、今回の陳情趣旨にございます閣議決定の撤回については、私どもはその必要性は認められませんし、これまでの議論の過程において、憲法9条についても従来の政府の憲法解釈との整合性は保たれているというふうに判断しておりますので、憲法9条を守ることにつきましても、これはあえて意見書にする必要はないのではないかと考えております。より重要なのは、今回の閣議決定の内容について、安倍総理を初めといたしました政府与党、その範囲にきちんとおさまるような法案づくりがなされるかどうか重要なのであって、この閣議決定の原点を逸脱するような法案づくりがなされないように、これから努力するべきではないかなというふうに私は考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今佐竹委員からお話しありましたけれども、まず1つはきょうの東京新聞に政府の素案が明らかになったということで、存立危機事態を武力攻撃事態法に書き加えると。首相が自衛隊に防衛出動を命令できる場合に、存立危機事態を追加すると。これまでは、日本に対する武力攻撃が発生したか、発生する明白な危険が切迫していると認められる場合のみ、首相は防衛出動を命じることができたわけだけれども、これに存立危機事態というのを加えると。この存立危機事態というのが、どういうものなのかというのが明確になってない。一方で、国民保護法に関しては、存立危機事態に応じた新たな措置は規定しないということで、国民に被害が及ぶおそれのない状況でも、集団的自衛権の行使を想定しているということになるじゃないかという指摘がされています。

それから、国会での議論の中でもアメリカは例えばベトナム戦争、イラク戦争、先制攻撃を繰り返している。これは、国際法上は違法なはずだけれども、アメリカは先制的自衛、自衛という名前でやっているわけです。先制攻撃を。先制攻撃を加えたアメリカが反撃をされた場合に、どうなるのかという質問に対して、とにかく武力行使の新3要件に合致するかどうかだけで判断するんだというふうに安倍首相は答弁を続けているということになれば、アメリカが例えばイラクで先制攻撃をやったと。反撃を受けたときに、日本がそれを我が国の存立が脅かされる事態だというふうに、時の政権が判断すればアメリカに攻撃を加えた例えばそれがイラクかどうかわかりませんが、その相手に一緒になって攻撃を加えるということに、これなるわけですよ。そこに対する否定をしてないと、安倍首相は。ですから、この新3要件が歯どめになってないということが、この間の国会論戦や、それから先ほど東京新聞を引きましたけれども、政府が次々具体化している事例によって、明らかになっているということだと思うんですよ。

公明党さんが、今回3原則というのを今度は持ち出したけれども、国際法上の整合性と国民の理解と民主的な統制と自衛隊員の安全確保という3原則を持ち出しました。3原則を、なぜ持ち出さなくちゃいけなかったのか。新3要件が歯どめになると言ったけど、歯どめにならなかったから3原則持ち出したんじゃないですか。新3要件で歯どめになるのであれば、こんなもの持ち出す必要何もないということだったわけだと思うんです。国際法上の整合性というのは、国連決議だと言うけれども、国連決議があれば憲法9条を持つ日本が海外で武力行使していいのかどうか。これは、もう憲法9条と真っ向から反することになるし、国会決議、国民の理解と民主的な統制というのは事前承認だと、国会ではということ考えられているようだけれども、今自民党だけでも承認を与えることができる。これで、憲法に対する歯どめになるのかどうか。自衛隊員の安全確保と言うけど、後方地域という概念をなくして、たった今戦闘が行われていなければ、最前線であっても自衛隊員を送り出すことができるというふうになっているのに、安全確保なんて法制上どうやって担保できるのかという、そういうことを考えても、次々と譲歩を余儀なくされて、いろいろ条件をつけ加えるけれども、それが一つ一つ突き崩されていっているというのが今の現状じゃないかと。やはり、もとに戻って閣議決定そのものを撤回させるということをやらないと、どんどん実際にはエスカレートしているということに、これならざるを得ないんじゃないですか。だから、やっぱりここでストップかけると、閣議決定そのものを撤回させるということをやらなければ、どんどん広がっていくじゃないですか。広がっているからこそ、そういう新たな条件をつけ加えざるを得ないということになっているんじゃないでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） 尾崎委員の言うとおりでと思うし、ちょっと申しわけない、ちょうど佐竹委員、二宮委員も発言された中で、9条そのもの、二宮委員はちょっと不毛な論議という話でしたけども、9条そのもの

をどう見るかなんですけれども、それ自身どう見られているのかなと、ちょっと私は逆に疑問に思ったんですけども、御見解を伺いたいと思うんですけど、どうでしょう。二宮さんと、佐竹さんの憲法9条そのものの、9条を守るという言い方にも佐竹さんの発言はそうとも聞こえるし、二宮さんもちょっとまた違う意味合いで聞こえたんですけども、単純に9条自身の概念、細かくじゃなくてもいいんですけど、大体こういうもんだというふうに教えていただければと思って、お聞きします。

○委員（佐竹康彦君） 公明党は従来平和を守るというのが党是でございますので、憲法9条については別に、これ反対するものでもございませぬし、従来行ってきた憲法解釈に沿って9条は運営されるべきでないかなというふうに私個人としては考えています。

○委員（二宮由子君） 平和憲法としてつくられた9条ですので、それは守るべきだと思いますけれども、私が申し上げたのは、余りにも9条の解釈が拡大解釈をされております憲法そのものが、改正というのではなく、今まで解釈ということで憲法をつくられた時点と現実の乖離の埋め合わせをしてきたということもございませぬので、その点に関しましては、ある程度の文言の整理が必要なのではないかなというふうには思っております。以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうすると、佐竹さんのはよくわかりました。原則、そういうことで。二宮さんの言っているのは、いろいろ拡大解釈されるというか、抵抗が強くて、確かに軍隊を持たないという中で自衛隊が発足したとか、そういった流れの中で実際と乖離しているという意味合いで、どういうことですか。

○委員（二宮由子君） 憲法の解釈そのものが時の政権によって、解釈が拡大解釈されて、その時の政権の意向に進むようであれば、憲法としては成り立たないのではないかなというふうには思っておりますので、要するにしてもよいことと、してはならないことというのを明確にあらわすことによって、拡大解釈は防げるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ただ、今二宮さんの言い方からすると、別に憲法9条そのものを守っていてもいいんじゃないかなというか、拡大解釈をさせないように、やっぱりその辺の今の今回の閣議決定とか、その時の政権によってころころ変わるようなことを抑える形がとれば、逆に憲法9条そのものは守ってもいいようにも受けとめられるんですけども、そうじゃないの。

○委員（二宮由子君） 憲法9条そのものは守るべきだとは思いますが。ただ、不毛の議論が多いので、拡大解釈をされないような形の文言に改正すべきではないかなという、趣旨は変わらずに憲法9条は守るべきだとは思っております。その中で、今回の明文改憲に反対しというところが、私どもの相反する趣旨でありますので、賛成ができないということです。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと私が今二宮さんの言っていることから言えば、別にだから反対というのが、ちょっとまたよくわからないんだな。それなら賛成じゃないのという、基本的には軍備は持っている、それは他国から侵略されないように最低限の軍備を持つというの、私もそれは容認しています。それはしょうがないだろうと、国際社会の中で。だけど、外に出てというのが、やはりそれはもうそれを超えちゃうし、それはおかしいんじゃない。それは、かつて自民党のいろいろお偉方たちもみんな言っていますよね。そこまで行っちゃったら、ヤバイよというぐらいだから、そうであれば私は原則それはそういうものとして、基本はなっているんだから、だからそのとおり守りましょう、それは逆に生かしましょうでもいいですけどね、それ

でもおかしくないような気がします。ちょっと、これは意見です。

○委員（尾崎利一君） 私も、ここの憲法9条を守ってくださいというところは、全体のこの趣旨を見れば、憲法9条があるもとの、これまで国会も含めた議論、それからそれを踏まえて内閣法制局なども積み上げてきた議論があって、集団的自衛権の行使はできないということでされていたものが、一遍の閣議決定で覆されるという事態に対して、憲法9条を守ってくださいという流れだと思うんですね、これ閣議決定を撤回し憲法9条を守れというのは、つまり今までの憲法9条に対する政府解釈、これがあつたわけで、これを踏み破るようなことはすべきでないと。しかも、今安倍首相は明文改憲も、つまり解釈だけではなくて、これをさらに閣議決定を容認する形での明文改憲も含めて口にしていう事態の中で、閣議決定はいけないよと、もちろん。だけど、明文改憲で憲法9条を葬り去るというのは、とんでもないよという、そういう流れだと思うんですね。だから、そういう点でいうと、二宮委員のお話は今中野委員も言われたように、だから賛成できないというふうにはならないんじゃないのかなと。ぜひ、賛成の立場でお願いしたいというふうに思います。

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（二宮由子君） 27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に、反対の立場で討論を行います。

憲法を初めとする我が国の法体系を遵守することは、国民として当然のことであり、何者も不法に破壊することは許されません。

一方で、憲法の条文に憲法そのものの改正規定がある以上、改正してもよいとされるのは自明であり、これを否定することは全くできないところであります。

したがって、現在の憲法の効力が停止されていない以上、その条文を遵守することは当然であり、9条においても同様と考えます。

こうした意味において、「9条を守る」ということには賛同するしかありません。

ただし、憲法の条文を「一言一句変えてはいけない」「何も改正してはいけない」「不可触」「神聖不可侵」という立場には、絶対にくみするものではなく、この趣旨において本陳情には反対せざるを得ません。

なぜなら、文章が曖昧で不毛な論争が絶えない9条を、もっとすっきりした文言に書き直し、国家として「してもよいこと」と「してはならないこと」を明確にして、よって、9条の規範性を高めようという立場であるからであります。

以上、討論といたします。

○委員（尾崎利一君） 27第3号陳情に採択すべきという立場で討論を行います。

まず、閣議決定ですけれども、昨年7月1日の閣議決定ですが、これはそれまで国会で積み重ねられてきた議論、政府として確立してきた政府見解、こういうものを踏みにじって憲法9条のもとでも、集団的自衛権の行使が可能だというふうにしたものであり、なおかつこれまで大きな歯どめになってきた後方地域という概念をなくして、たった今戦闘が行われていなければ、戦闘地域であっても、最前線であっても、自衛隊を派遣できるということにしたものです。ですから、これは日本が海外で殺し、殺される軍隊になっていくということであり、とりわけこの間の流れ、アフガニスタンやイラク、自衛隊を派遣してきた。これは、アメリカの要求

に基づくものでした。アメリカの要求に基づいて、さらに踏み込んでアメリカと一緒に戦争するということを目指したのが、この閣議決定であることは明らかだというふうに思います。

その後の政府内、与党内の議論や国会での議論を通じて、その狙いはさらに明らかになってきているというふうに思います。この時点で、この閣議決定を許したまま、さまざまな歯どめなるものを講じようとしても、次々と譲歩を余儀なくされているというのが実態だと言わざるを得ません。閣議決定を撤回し憲法9条を守る、当然の陳情であり、国に意見書を提出すべきだというふうに思います。

○委員（蜂須賀千雅君） 私は、今回の陳情である27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に対して、自由民主党として反対の立場から討論いたします。

政府では、昨年7月に国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてを閣議決定し、現在政府与党である自由民主党、公明党で法制化作業を進めております。我が国は、国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、国際社会の平和と安定に、これまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する必要があります。閣議決定では、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、ほかに手段がないときに必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至ったとしており、憲法の範囲内で認められる限りの武力行使を行うことは明確に定められており、憲法9条のもとで許容される自衛権の範囲を超えるものではないと考えることから、今回の陳情である27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に、自由民主党として反対の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） やまとみどりとして、この陳情に関して賛成の討論を行います。

この内容に関しては、まさに書いてあるとおり、現在の集団的自衛権行使に関しての閣議での判断、内容は明らかにおかしい。本来の、これまで自民党政権がある面一定の歯どめをしていた部分を、極めて曖昧にして、例えば最近の論議で言えば、石油のことで海峡封鎖云々、地雷の撤去とか、そこまで話を持ち出しています。これ自身が、どう考えても現状、憲法9条の内容を逸脱しているのは明らかでありますし、明らかに今の安倍政権のやっていることは、ちょっと容認しがたいと思っております。

さらに、この憲法9条そのものは基本的には自民党さんの今の発言ですと、守るんだと言うならば、やはり本来の内容そのものの趣旨に沿って、他国には侵略しない、武力行使を行わないという趣旨から考えれば、当然これは賛成すべき内容だと思います。先ほど、民主党さんのほうからの発言だと、この陳情がいろいろ何か解釈、憲法そのものを云々という形で変えるようなこと、変えてはいけないみたいな話も論点がありましたけれども、この内容をよくよく読んでも、憲法そのものというよりは、9条に関して変えないでほしいと明言しております。その内容も、きちっと練られた上で出されているのは明らかでありますし、私どもやはり今憲法9条そのものは、守るべきものであると思いますので、この陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成27年第1回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午後 2時 6分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修